令和７年６月香川県議会定例会議案

香　　川　　県

令和７年６月県議会定例会議案一覧

第　１　号	令和７年度香川県一般会計補正予算議案	1
第　２　号	香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例及び香川県地域経済牽引事業の促進区域における県税の特別措置条例の一部を改正する条例議案	5
第　３　号	香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例の一部を改正する条例議案	8
第　４　号	風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例議案	10
第　５　号	職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例議案	11
第　６　号	職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例議案	18
第　７　号	香川県警察官に対する被服の支給等及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例議案	19
第　８　号	財産の取得について	20

一　般　会　計

（第　1　号）

第１号

令和７年度香川県一般会計補正予算議案

令和７年度香川県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 617,430 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 497,323,430 千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
9 国庫支出金		54,241,256	607,930	54,849,186
	2 国庫補助金	28,026,439	607,930	28,634,369
12 繰入金		23,023,441	9,500	23,032,941
	2 基金繰入金	22,068,185	9,500	22,077,685
歳入合計		496,706,000	617,430	497,323,430

歳　　出				
款	項	補正前の額	補正額	計
2　総務費		千円 30,119,414	千円 9,500	千円 30,128,914
	2　企画費	10,551,556	9,500	10,561,056
10　教育費		99,516,641	607,930	100,124,571
	1　教育総務費	17,322,414	173,212	17,495,626
	3　高等学校費	24,146,819	434,718	24,581,537
歳出合計		496,706,000	617,430	497,323,430

予　算　外　議　案

（第２号～第８号）

第２号

香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例及び香川県地域経済牽引事業の促進区域における県税の特別措置条例の一部を改正する条例議案

（香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例の一部改正）

第１条　香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例（平成５年香川県条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（特別償却設備設置者に対する課税免除） 第２条　離島振興法第２条第２項の規定による公示の日（その日が平成５年４月１日前である場合には、同日。以下「公示の日」という。）から<u>令和９年３月31日</u>までの間に、同法第４条第１項に規定する離島振興計画に記載された同条第４項第１号に規定する産業の振興を促進する区域（以下「産業振興促進区域」という。）内において、省令第２条第１号イに規定する設備（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者（以下「特別償却設備設置者」という。）に課する事業税については、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得のうち当該特別償却設備に係るものとして次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額に対して課する事業税で最初に課する年度以後３箇年度に係るものの課税を免除する。 （１）・（２）　略 ２～５　略 （申請書の提出） 第４条　略	（特別償却設備設置者に対する課税免除） 第２条　離島振興法第２条第２項の規定による公示の日（その日が平成５年４月１日前である場合には、同日。以下「公示の日」という。）から<u>令和７年３月31日</u>までの間に、同法第４条第１項に規定する離島振興計画に記載された同条第４項第１号に規定する産業の振興を促進する区域（以下「産業振興促進区域」という。）内において、省令第２条第１号イに規定する設備（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者（以下「特別償却設備設置者」という。）に課する事業税については、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得のうち当該特別償却設備に係るものとして次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額に対して課する事業税で最初に課する年度以後３箇年度に係るものの課税を免除する。 （１）・（２）　略 ２～５　略 （申請書の提出） 第４条　この条例の規定の適用を受けようとする者は、法第72条の25、第72条の28、第72条の55（法第72条の55の２の規定により申告がされたものとみなされる場合を含む。）若しくは第７４５条第１項において準用する法第３８３条又は香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）第47条第１項の規定による申告の期限までに、規則で定める事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

（香川県地域経済牽引事業の促進区域における県税の特別措置条例の一部改正）

第２条　香川県地域経済牽引事業の促進区域における県税の特別措置条例（平成30年香川県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（趣旨） 第１条　略	（趣旨） 第１条　この条例は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）第６条に規定する同意基本計画に定められた法第４条第２項第１号に規定する促進区域内において、法第25条に規定する承認地域経済牽（けん）引事業のための施設を設置した法第14条第１項に規定する承認地域経済牽引事業者（以下「承認地域経済牽引事業者」という。）に課する県税の特別措置について必要な事項を定めるものとする。
（不動産取得税の課税免除） 第２条　法第４条第２項第１号に規定する促進区域内において、法第６条に規定する同意基本計画に係る法第４条第６項の規定による同意の日から<u>令和10年３月31日</u>までに、法第25条に規定する承認地域経済牽引事業のための施設のうち地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第２条に規定する対象施設（以下「対象施設」という。）を設置した承認地域経済牽引事業者の当該対象施設の用に供する家屋（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はその敷地である土地の取得（当該承認地域経済牽引事業に関する計画に係る法第13条第４項又は第７項の規定による承認を受けた日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して１年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税については、課税を免除する。	（不動産取得税の課税免除） 第２条　法第４条第２項第１号に規定する促進区域内において、法第６条に規定する同意基本計画に係る法第４条第６項の規定による同意の日から<u>令和７年３月31日</u>までに、法第25条に規定する承認地域経済牽引事業のための施設のうち地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第２条に規定する対象施設（以下「対象施設」という。）を設置した承認地域経済牽引事業者の当該対象施設の用に供する家屋（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はその敷地である土地の取得（当該承認地域経済牽引事業に関する計画に係る法第13条第４項又は第７項の規定による承認を受けた日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して１年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税については、課税を免除する。
（申請書の提出） 第３条　略	（申請書の提出） 第３条　この条例の規定の適用を受けようとする者は、香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）第47条第１項の規定による申告の期限までに、規則で定める事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

附　則

（施行期日等）

1　この条例は、公布の日から施行し、第１条の規定による改正後の香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例（次項において「新離島条例」という。）第２条第１項の規定及び第２条の規定による改正後の香川県地域経済牽引事業の促進区域における県税の特別措置条例（附則第３項において「新経済牽引条例」という。）第２条の規定は、令和７年４月１日（次項及び附則第３項において「適用日」という。）から適用する。

（香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例の一部改正に伴う経過措置）

2　適用日以後に新離島条例第２条第１項に規定する特別償却設備を新設し、又は増設した者で同条の規定の適用を受けようとするもののうち、新離島条例第４条に規定する申請書の提出期限がこの条例の施行の日から起算して１月を経過する日までに到来することとなるものについての同条の規定の適用については、同条中「法第72条の25、第72条の28、第72条の55（法第72条の55の２の規定により申告がされたものとみなされる場合を含む。）若しくは第７４５条第１項において準用する法第３８３条又は香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）第47条第１項の規定による申告の期限」とあるのは、「香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例及び香川県地域経済牽引事業の促進区域における県税の特別措置条例の一部を改正する条例（令和７年香川県条例第　号）の施行の日から起算して１月を経過する日」とする。

（香川県地域経済牽引事業の促進区域における県税の特別措置条例の一部改正に伴う経過措置）

3　適用日以後に新経済牽引条例第２条に規定する対象施設を設置した新経済牽引条例第１条に規定する承認地域経済牽引事業者で新経済牽引条例第２条の規定の適用を受けようとするもののうち、新経済牽引条例第３条に規定する申請書の提出期限がこの条例の施行の日から起算して１月を経過する日までに到来することとなるものについての同条の規定の適用については、同条中「香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）第47条第１項の規定による申告の期限」とあるのは、「香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例及び香川県地域経済牽引事業の促進区域における県税の特別措置条例の一部を改正する条例（令和７年香川県条例第　号）の施行の日から起算して１月を経過する日」とする。

第３号

香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例の一部を改正する条例議案

香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成24年香川県条例第52号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>（定義）
第２条　略

（基準の一般原則）
第３条　略

別表第１（第２条、第３条、第７条、第８条、第10条、第13条、第14条、第15条関係）
<table>
<tr><th>社会福祉施設等</th><th>法令</th></tr>
<tr><td colspan="2">１～13　略</td></tr>
<tr><td>14　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律<u>第５条第28項</u>に規定する地域活動支援センター</td><td>略</td></tr>
<tr><td>15　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律<u>第５条第29項</u>に規定する福祉ホーム</td><td>略</td></tr>
<tr><td colspan="2">16～18の２　略</td></tr>
</table></td><td>（定義）
第２条　この条例において「社会福祉施設等」とは、別表第１の左欄に掲げる施設又は事業をいう。

（基準の一般原則）
第３条　社会福祉施設等の基準は、この章に特別の定めのあるものを除くほか、別表第１の左欄に掲げる社会福祉施設等の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる法令に規定する基準をもって、その基準とする。当該法令の改正に伴う経過措置についても、規則で定めるものを除き、同様とする。
２　略

別表第１（第２条、第３条、第７条、第８条、第10条、第13条、第14条、第15条関係）
<table>
<tr><th>社会福祉施設等</th><th>法令</th></tr>
<tr><td colspan="2">１～13　略</td></tr>
<tr><td>14　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律<u>第５条第27項</u>に規定する地域活動支援センター</td><td>略</td></tr>
<tr><td>15　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律<u>第５条第28項</u>に規定する福祉ホーム</td><td>略</td></tr>
<tr><td colspan="2">16～18の２　略</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

附　則

この条例は、令和７年10月１日から施行する。

第４号

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例議案

風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年香川県条例第37号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（行為の制限） 第２条　略	（行為の制限） 第２条　風致地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ知事（市の区域内にあっては、当該市の長。以下同じ。）の許可を受けなければならない。 （１）～（７）　略 ２・３　略
（適用除外） 第３条　略	（適用除外） 第３条　別表第２に掲げる行為については、前条の規定は、適用しない。
別表第２（第３条関係） １～12　略 13　略 （１）・（２）　略 （３）　認定電気通信事業又は有線電気通信設備を用いて行われるラジオ放送の業務（放送法第20条の３第９項に規定するラジオ放送の業務（共同聴取業務に限る。）をいう。以下同じ。）の用に供する線路又は空中線系のうち、高さが15メートル以下であるものの新築（有線電気通信設備を用いて行われるラジオ放送の業務の用に供する線路又は空中線系に係るものに限る。）、増築、改築又は移転 （４）　略	別表第２（第３条関係） １～12　略 13　前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為 （１）・（２）　略 （３）　認定電気通信事業又は有線電気通信設備を用いて行われるラジオ放送の業務（放送法第64条第１項第２号に規定するラジオ放送の業務（共同聴取業務に限る。）をいう。以下同じ。）の用に供する線路又は空中線系のうち、高さが15メートル以下であるものの新築（有線電気通信設備を用いて行われるラジオ放送の業務の用に供する線路又は空中線系に係るものに限る。）、増築、改築又は移転 （４）　略

附　則

この条例は、令和７年10月１日から施行する。

第５号

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例議案

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第１条　職員の育児休業等に関する条例（平成４年香川県条例第２号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（部分休業をすることができない職員） 第22条　略 （１）　略 （２）　勤務日の日数を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。次条第３項において同じ。）	（部分休業をすることができない職員） 第22条　法第19条第１項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （１）　略 （２）　勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）
（第１号部分休業の承認） 第23条　法第19条第２項第１号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（次項及び第３項において「第１号部分休業」という。）の承認は、15分を単位として行うものとする。	（部分休業の承認） 第23条　部分休業の承認は、勤務時間条例第９条第１項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、15分を単位として行うものとする。
２　勤務時間条例第15条の規定により人事委員会規則で定める育児のための特別休暇若しくは学校職員勤務時間条例第14条の規定により教育委員会規則で定める育児のための特別休暇、勤務時間条例第16条の２第１項若しくは学校職員勤務時間条例第15条の２第１項の介護時間又は勤務時間条例第16条の３第１項若しくは学校職員勤務時間条例第15条の３第１項の子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない職員に対する第１号部分休業の承認については、１日につき２時間から当該特別休暇、当該介護時間又は当該子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。	２　勤務時間条例第15条の規定により人事委員会規則で定める育児のための特別休暇若しくは学校職員勤務時間条例第14条の規定により教育委員会規則で定める育児のための特別休暇、勤務時間条例第16条の２第１項若しくは学校職員勤務時間条例第15条の２第１項の介護時間又は勤務時間条例第16条の３第１項若しくは学校職員勤務時間条例第15条の３第１項の子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、１日につき２時間から当該特別休暇、当該介護時間又は当該子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。
３　非常勤職員に対する第１号部分休業の承認については、１日につき、当該非常勤職員について１日につき定められた勤務時間から５時間45分を減じた時間を超えない範囲内（人事委員会規則で定める非常勤職員にあって	３　非常勤職員に対する部分休業の承認については、１日につき、当該非常勤職員について１日につき定められた勤務時間から５時間45分を減じた時間を超えない範囲内（人事委員会規則で定める非常勤職員にあっては、当

は、当該時間を超えない範囲内で、かつ、２時間から人事委員会規則で定める時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。 （第２号部分休業の承認） 第24条　法第19条第２項第２号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下この条において「第２号部分休業」という。）の承認は、１時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第２号部分休業を承認することができる。 （１）　１回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき　当該勤務時間の時間数 （２）　第２号部分休業の残時間数に１時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき　当該残時間数 （法第19条第２項の条例で定める１年の期間） 第25条　法第19条第２項の条例で定める１年の期間は、毎年４月１日から翌年３月31日までとする。 （法第19条第２項第２号の条例で定める時間） 第26条　法第19条第２項第２号の条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。 （１）　非常勤職員以外の職員　77時間30分 （２）　非常勤職員　当該非常勤職員の勤務日１日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間 （法第19条第３項の条例で定める特別の事情） 第27条　法第19条第３項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第２項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該申出の内容を変更しなければ当該申出をした職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じることとなったと任命権者が認める事情とする。 （部分休業をしている職員の給与の取扱い）	該時間を超えない範囲内で、かつ、２時間から人事委員会規則で定める時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。 （部分休業をしている職員の給与の取扱い）

第28条　職員が法第19条第１項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第12条及び学校職員給与条例第27条第１項の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、給与条例第16条及び学校職員給与条例第27条第２項に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 （部分休業の承認の取消事由） 第29条　法第19条第６項において準用する法第５条第２項の条例で定める事由は、職員が法第19条第３項の規定による変更をしたこととする。 （委任） 第30条　略	第24条　職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第12条及び学校職員給与条例第27条第１項の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、給与条例第16条及び学校職員給与条例第27条第２項に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 （部分休業の承認の取消事由） 第25条　第13条の規定は、部分休業について準用する。 （委任） 第26条　略

（公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第２条　公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年香川県条例第８号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（週休日の振替等） 第６条　任命権者は、職員に第４条第１項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、教育委員会規則の定めるところにより、第４条第２項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条及び第15条の３第２項第２号において「勤務日」という。）のうち教育委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち４時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該４時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。 （子育て部分休暇） 第15条の３　子育て部分休暇は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）がその小学校就学の始期から９歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子を養育するため、１日の勤務時間の全部又は一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。	（週休日の振替等） 第６条　任命権者は、職員に第４条第１項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、教育委員会規則の定めるところにより、第４条第２項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち教育委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち４時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該４時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。 （子育て部分休暇） 第15条の３　子育て部分休暇は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）がその小学校就学の始期から９歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子を養育するため、１日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2　子育て部分休暇の時間は、次の各号に掲げるいずれかの範囲内で必要と認められる時間とする。 （1）　1日につき2時間を超えない範囲内 （2）　1年につき77時間30分（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間）を超えない範囲内 3　略 （病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇の承認） 第16条　略	2　子育て部分休暇の時間は、1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。 3　略 （病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇の承認） 第16条　病気休暇、特別休暇（教育委員会規則で定めるものを除く。）、介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇については、教育委員会規則で定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。

（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第3条　職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（週休日の振替等） 第5条　任命権者は、職員に第3条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事委員会規則の定めるところにより、第3条第2項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条及び第16条の3第2項第2号において「勤務日」という。）のうち人事委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。 （子育て部分休暇） 第16条の3　子育て部分休暇は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）がその小学校就学の始期から9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため、1日の勤務時間の全部又は一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。	（週休日の振替等） 第5条　任命権者は、職員に第3条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事委員会規則の定めるところにより、第3条第2項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち人事委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。 （子育て部分休暇） 第16条の3　子育て部分休暇は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）がその小学校就学の始期から9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2　子育て部分休暇の時間は、次の各号に掲げるいずれかの範囲内で必要と認められる時間とする。 （1）　１日につき２時間を超えない範囲内 （2）　１年につき77時間30分（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その勤務日１日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間）を超えない範囲内 3　略 （病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇の承認） 第17条　略	2　子育て部分休暇の時間は、１日につき２時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。 3　略 （病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇の承認） 第17条　病気休暇、特別休暇（人事委員会規則で定めるものを除く。）、介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇については、人事委員会規則で定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。

（香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第４条　香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年香川県条例第５号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（給与の減額） 第21条　略 2　職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号）第２条第１項において子に含まれるものとされる者を含む。）を養育するため１日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないことをいう。）、修学部分休業（当該職員が大学その他の管理者が定める教育施設における修学のため、２年を超えない範囲内で管理者が定める期間中、１週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が定める者で負傷、疾病又は老齢により管理者が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があ	（給与の減額） 第21条　職員が勤務しないときは、時間外勤務代休時間（管理者が時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間として指定した勤務時間をいう。）、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき管理者の承認があった場合を除くほか、その勤務しない１時間につき、勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 2　職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号）第２条第１項において子に含まれるものとされる者を含む。）を養育するため１日の勤務時間の一部（２時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないことをいう。）、修学部分休業（当該職員が大学その他の管理者が定める教育施設における修学のため、２年を超えない範囲内で管理者が定める期間中、１週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が定める者で負傷、疾病又は老齢により管理者が定める期間にわた

るものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、管理者が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、３回を超えず、かつ、通算して６月（職員の定年等に関する条例（昭和59年香川県条例第20号）第13条の規定により採用された職員（第27条第２項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）にあっては、管理者が定める期間）を超えない範囲内で指定する期間（以下この項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）、介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する３年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において１日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は子育て部分休暇（当該職員（地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第３項の規定により同条第１項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）を除く。）がその小学校就学の始期から９歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子（同法第２条第１項において子に含まれるものとされる者を含む。）を養育するため、１日の勤務時間の全部又は一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しないときは、前項の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。	り日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、管理者が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、３回を超えず、かつ、通算して６月（職員の定年等に関する条例（昭和59年香川県条例第20号）第13条の規定により採用された職員（第27条第２項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）にあっては、管理者が定める期間）を超えない範囲内で指定する期間（以下この項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）、介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する３年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において１日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は子育て部分休暇（当該職員（地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第３項の規定により同条第１項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）を除く。）がその小学校就学の始期から９歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子（同法第２条第１項において子に含まれるものとされる者を含む。）を養育するため、１日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しないときは、前項の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年10月１日から施行する。

（経過措置）

２　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号）第19条第１項の規定により、同条第２項第２号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日（次項及び附則第４項において「施行日」という。）から令和８年３月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第１条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例第26条の規定の適用については、同条第１号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第２号中「10」とあるのは「５」とする。

３　第２条の規定による改正後の公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第16条の規定により、同条例第15条の３第２項第２号に掲げる範囲内において、施行日から令和８年３月31日までの間における子育て部分休暇の承認を受ける場合における同号の規定の適用については、同号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、「10」とあるのは「５」とする。

４　第３条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第17条の規定により、同条例第16条の３第２項第２号に掲げる範囲内において、施行

日から令和８年３月31日までの間における子育て部分休暇の承認を受ける場合における同号の規定の適用については、同号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、「10」とあるのは「５」とする。

第６号

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例議案

職員の定年等に関する条例（昭和59年香川県条例第20号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>（定年）
第３条　略

附　則

（定年に関する経過措置）
９　令和５年４月１日から令和13年３月31日までの間における第３条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。ただし、病院、保健所、社会福祉施設等において医療業務に従事する医師及び歯科医師<u>並びに病院において看護業務又は助産業務に従事する看護師</u>については、この限りでない。
略</td><td>（定年）
第３条　職員の定年は、年齢65年とする。

附　則

（定年に関する経過措置）
９　令和５年４月１日から令和13年３月31日までの間における第３条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。ただし、病院、保健所、社会福祉施設等において医療業務に従事する医師及び歯科医師については、この限りでない。
<table><tr><td>令和５年４月１日から令和７年３月31日まで</td><td>61年</td></tr><tr><td>令和７年４月１日から令和９年３月31日まで</td><td>62年</td></tr><tr><td>令和９年４月１日から令和11年３月31日まで</td><td>63年</td></tr><tr><td>令和11年４月１日から令和13年３月31日まで</td><td>64年</td></tr></table></td></tr>
</table>

附　則
この条例は、令和８年４月１日から施行する。

第７号

香川県警察官に対する被服の支給等及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例議案

香川県警察官に対する被服の支給等及び装備品の貸与に関する条例（昭和29年香川県条例第28号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>（被服の支給）
第２条　略

２　略
３　警察官に任命後初めて支給品を支給する場合には、第１項の規定にかかわらず、冬服、合服及び夏服（夏服にあっては、ズボンに限る。）については各２着、夏服（上衣に限る。）、冬ワイシャツ及び合ワイシャツについては各３着、冬ネクタイ及び合ネクタイについては各２個とする。

４・５　略</td><td>（被服の支給）
第２条　県が警察官に対し支給する被服（以下「支給品」という。）の品目、員数及び使用期間は、次の表のとおりとする。ただし、特別の事情がある場合には、香川県警察本部長（以下「警察本部長」という。）は、その員数を増減し、又は使用期間を伸縮することができる。
<table>
<tr><th>品目</th><th>員数</th><th>使用期間</th></tr>
<tr><td colspan="3">略</td></tr>
<tr><td>夏服</td><td>１着</td><td>４月</td></tr>
<tr><td colspan="3">略</td></tr>
</table>
２　略
３　警察官に任命後初めて支給品を支給する場合には、第１項の規定にかかわらず、冬服、合服及び夏服（夏服にあっては、ズボン<u>又はスカート</u>に限る。）については各２着、夏服（上衣に限る。）、冬ワイシャツ及び合ワイシャツについては各３着、冬ネクタイ及び合ネクタイについては各２個とする。
４・５　略</td></tr>
</table>

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

第８号

財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年香川県条例第27号）第３条の規定により、次の財産の取得について、議会の議決を求める。

記

１　取得する財産　　コンテナ運搬機械（ストラドルキャリア）　１台

２　予 定 金 額　　217,800,000円

３　取　得　先　　高松市香西南町３６３番地１

南海ＴＣＭ株式会社